

序

通貨が存在する社会 現代社会において通貨の果たす役割は大きい。事物が商品形態を取り、通貨を介して事物が取引されている社会から、仮に通貨だけを消失させてみるならば、このことの意味はより明確になると思われる。ただしその際、通貨が消失するという意味は、自らが保有する通貨を使い果たしてしまうということではなく、各経済主体の観念から通貨が欠落してしまうということである。

このように考えてみると、通貨の消失とともに、価格の消失という事態が生じるであろう。諸商品に付されていた、一定量の通貨との交換比率を示す価格も、通貨の消失とともに消え去り、店舗に陳列されているたとえば100円の値札が貼られていた握り飯は、同じように陳列されているとしても、それは単なる1個の握り飯となる。

そしていま、この握り飯を欲する経済主体が陳列棚の前にいるとしよう。通貨が存在したときには、この経済主体が100円以上を保有していたならば、彼は100円と引き換えに握り飯を獲得することができた。しかし通貨が消失し、通貨を忘却した経済主体は、陳列棚を前にしてひとまず立ち尽くすよりほかなくなるであろう。彼は陳列された目の前の握り飯を欲してはいるが、それに直ちに手を伸ばし、包装を剥がして食べることはためらいを覚える。なぜなら彼は、その握り飯がまだ自分のモノではないということを知っているからだ。

陳列棚の握り飯を前に立ち尽くす件の経済主体という構図は、現代の資本主義社会を念頭におき、そこから通貨を消失させてみると、広く社会全般において観察されることになるであろうと思われる。通貨とは何か、資本主義社会においてなぜ通貨は存在するのか、という問題を扱う貨幣理論の出発点の一つは、この点に求めることができるのではないかとと思われるが、通貨なかりせば、自らの欲する事物がひとまず獲得できなくなる。まずこうした意味で、資本主義社会において通貨の果たす役割は大きい。

現代日本の通貨 そこで翻って現実に舞い戻ってみるならば、精巧な細工が施された硬貨や、偉人の肖像が印刷された紙幣、通帳に記入された数字が通貨として現前する。しかしこれらは、それをを用いる側からは同じ通貨として観念されることがあるとしても、その発行形式から見た場合には等し並というわけではない。

まず硬貨を手にとってみるならば、そこには「日本国」という刻印を見てとることができる。そしてそれは、独立行政法人造幣局において製造されたものであり、その製造は財務大臣の定めるところによって行なわれ、日本銀行に交付されたものであることを知ることができる（「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」第4条）。

次に紙幣を手にとってみれば、そこには「日本銀行券」と印刷されてある。それは、独立行政法人国立印刷局が製造したものであり、日本銀行が発行したものであることを知ることができる。また、前述の硬

貨が法貨として通用するのは 20 枚までであるのに対して（「通貨の単位および貨幣の発行等に関する法律」第 7 条），日本銀行券は法貨として無制限に通用するものと定められており，一般にこの両者は「現金通貨」と呼ばれることも知られる¹⁾（「日本銀行法」第 46 条第 2 項）。

さらに通帳を開いてみれば，そこには数字が記入されている。ここで 通帳に記入された数字 というのは，要するに預金残高を意味するが，本稿の問題関心を，この点を糸口にして説明してみたい。

信用創造と金貨幣・信用論 まず預金とは何かといえ，預金者にとっては資産を意味し，被預金者（銀行）にとっては，ひとまず，引き出しの求めに応じて現金通貨を支払うべき債務を意味する。

また預金は，現金通貨のかたちで引き出されることもあるが，公共料金の自動引き落としやクレジットカードで商品を購入するといった場合には，この経済主体の預金額を減少させ，他の経済主体の預金額の増加をもたらすことになる。つまり預金は，金融機関が形成する決済組織（payment system）に支えられて，預金通貨になる²⁾。さらに貸出も，預金と不離の関係にあり，借入主体の預金口座への入金という形をもって行なわれ，そこから現金通貨が引き出されたり，口座間で振替られたりすることになる。

このことの例として，経済主体 A が保有する B 手形（経済主体 B が振出人）を A 銀行が割引き，そのことによって貸出が行なわれる場合を，A 銀行に即して単純化して考えてみるならば，その関係は以下のように示されることになるだろう。なお，A 銀行は預金銀行として特化しており，発券業務は Z 銀行が専一的に行なっているものとしよう。この場合，A 銀行は Z 銀行券を現金として保有することになる。

A 銀行	
Z 銀行券	預金 Δ
B 手形 Δ	

表 1

表 1 には，A 銀行が経済主体 A から B 手形を受け取ってそれを自らの資産とし，それに見合うだけの金額を，経済主体 A の預金口座に設定するという信用創造関係が示されている³⁾。

この関係を，金貨幣を土台にして展開されてきた信用理論，要するに原理論で考察されてきた，金貨幣・信用論とでも呼びうる議論に基づいて考えてみると，表 1 の関係は以下のように示されることになるだろう。

表 2 に見られるように，ここでは金貨幣という項目が新たに付け加えられることにはなるものの，経済主体 A が A 銀行から借り入れを行なうことによって，A 銀行の負債である預金が増加し，それに見合う

¹⁾ 現在の日本の法規定では，硬貨に対して「貨幣」の名称が充てられ，これと日本銀行券を包含する概念として「通貨」という名称が充てられる（「通貨の単位および貨幣の発行等に関する法律」第 2 条第 3 項）。

²⁾ 吉田 [98]i-vi，3-24 頁を参照。

³⁾ 信用創造をいかに捉えるかという点について，本源的預金を種（タネ）にして派生的預金が生み出される関係（ $X = C(1 - r)/r$ ， X ：信用創造部分， C ：本源的預金， r ：支払準備率）を信用創造と考えるフィリップス（Chester Arthur Phillips）流の見解と，「本源的預金と派生的預金という二分法にはあまり積極的な意味はないのではないか」（山口 [95]179 頁）という立場から，「将来の貨幣支払いを先取りして現在の事実上の貨幣を創出している関係」（山口 [95]119 頁）を，信用創造と考える見解が提示されている。本文の設例は後者の見解に基づくものであるが，信用創造の捉え方を，前者から後者への深化という視点から論じたものとして，竹内 [51]74-98 頁を挙げるができる。

A 銀行	
金貨幣 ±0	預金 Δ
Z 銀行券 ±0	
B 手形 Δ	

表 2

だけの A 銀行の資産 (B 手形) が増加している。表 1 と同じく、表 2 においても信用創造関係が示されており、現代の信用取引関係の態様が把握可能である以上、この問題に関する限り、金貨幣・信用論に過誤があると見ることはできない。

そこで次に、上記の例を用いつつ、発券銀行 (Z 銀行) の方に視点を移してみたい。

Z 銀行は Z 銀行券を発行する。これは、Z 銀行にとっては負債として計上される。そして市中銀行は、銀行間決済のために、現金通貨の支払準備のために、そして準備預金制度による義務付けという理由から、Z 銀行に対して当座預金を行なっているとしよう。これは Z 銀行の側から見れば、Z 銀行が各市中銀行に対して負う債務を意味し、要求があり次第その履行がなされるべき性格のものといえるだろうが、いま、A 銀行が B 手形を Z 銀行に再割引してもらうことで、Z 銀行から借り入れを行なう場合を考えてみたい。なお、Z 銀行からの貸出は、A 銀行が Z 銀行に開設している当座預金口座への入金によって行なわれるとすれば、その関係は以下のように表わされることになるだろう。

A 銀行		Z 銀行	
Z 銀行券 ±0		B 手形 Δ	Z 銀行券 ±0
Z 銀行預け金 Δ			当座預金 Δ
B 手形 ▼			

表 3

表 3 に見られるように、Z 銀行は、A 銀行から提示された B 手形を受け取ることによって預金量を増加させており、ここでも信用創造関係が看取される。ではこの関係を、金貨幣・信用論に基づいて考えるとどうなるだろうか。それは以下のように示されるであろう。

A 銀行		Z 銀行	
金貨幣 ±0		金貨幣 ±0	Z 銀行券 ±0
Z 銀行券 ±0		B 手形 Δ	当座預金 Δ
Z 銀行預け金 Δ			
B 手形 ▼			

表 4

表 4 に見られるように、ここでも金貨幣という項目が追加されることになるものの、しかし B 手形の再割引を通じて預金が創造されるという関係は、余すことなく表現されている。現代資本主義において金

貨幣は姿を消したとはいえ、このように現代の信用取引関係を説明できる以上、金貨幣が想定されているという点を取り上げて、金貨幣・信用論の難点とすることは必ずしもできないところである。

むしろ金貨幣・信用論は、現代の信用創造関係に対して十分な説明を与える論理と見ることもできる。それは、金貨幣・信用論 という括りから金貨幣を括弧に入れ、信用論 としての精緻化が行なわれたことの成果と見ることもできるであろう⁴⁾。つまり、金貨幣を土台にして展開される金貨幣・信用論ではあるが、その土台の上に築かれた信用論は、逆説的ではあるが、その精緻化が進展することによって、土台である金貨幣から遊離し、そのことが、現実の信用取引の態様を説明せしめているということである。

現代の信用貨幣と金貨幣・信用論における信用貨幣 しかしここでもう一度、現代の信用貨幣と金貨幣・信用論で論じられる信用貨幣との相違を確認してみたい。ただし、現代において信用貨幣という場合、先の例を用いるならば、A 銀行（市中銀行）が創造する預金のことを指し、Z 銀行券は現金として扱われることになるであろうが、本稿では、Z 銀行券が Z 銀行（発券銀行）の負債として計上されており、そうした債務が通貨としての機能を果たしていることに着目して、第一義的には、Z 銀行券を現代の信用貨幣として捉えているという点は注意されたい。問題は、Z 銀行が負うとされる債務の内容にある。

金貨幣・信用論においては、信用貨幣とは最終的には金債務を意味するであろうが、しかしこのことは、信用貨幣が、Z 銀行（発券銀行）の保有する貨幣量（金量）に見合うだけしか行ないえないということの意味するわけではない。金貨幣の量的制限を越えて、信用貨幣は創出されうるのであり、その関係をごく単純化するならば、以下のように示されることになるであろう。

Z 銀行	
金貨幣	Z 銀行券
手形	当座預金

表 5

表 5 に見られるように、ごく単純化すれば、資産である 金貨幣 + 手形 と、負債である Z 銀行券 + 当座預金 とが見合えばよい。金貨幣で賄いきれない負債部分については、手形が対応することになる。では他方、「通貨の額面価格の単位は円とし、その額面価格は 1 円の整数倍とする」（「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」第 2 条）という通貨制度の下における現代の信用貨幣を念頭に置く場合、この関係はどのように示されるだろうか。それは、表 5 の 金貨幣 という項目を 金 に書き換えた以下の関係に単純化されることになる。

表 6 に見られるように、ここでは資産である 金 + 手形 と負債である Z 銀行券 + 当座預金 とが見合う。また、若干問題を複雑にするならば、Z 銀行が資産として購入する国債に見合う分だけ、Z 銀行の負債である Z 銀行券 + 当座預金 は増加させられよう。その意味からいえば、現代の信用貨幣は無根拠

⁴⁾ この点は、竹内晴夫によって次のように端的に表現されている。すなわち、「現在でも準備金の一部として（金が 引用者）重要であることは認められるが、少なくとも通常商品交換の表舞台には出てこない。それに対して、現実に流通する銀行券や手形等は、信用関係のなかで発生する貨幣であり、この信用関係にこそ、貨幣の性質と運動の秘密が隠されているように思われる。商品貨幣たる金に必ずしも解消されない信用貨幣、言い換えれば、独自の流通メカニズムをもっている信用貨幣こそ、十分な検討に付されなければならないだろう」（竹内 [51]5 頁）

Z 銀行	
金	Z 銀行券
手形	当座預金

表 6

に発行・創造されるものではなく、発券銀行が保有する資産によってその量的制限が課されている。そしてこのこと自体は、金貨幣・信用論においても変わるものではない。たとえば、Z 銀行が国債の購入代金として Z 銀行券を発行する場合を考えて両者を比較してみるならば、それは以下のように示されることになるだろう。

Z 銀行	
金貨幣 ± 0	Z 銀行券 Δ
手形 ± 0	当座預金 ± 0
国債 Δ	

表 7 金貨幣・信用論

Z 銀行	
金 ± 0	Z 銀行券 Δ
手形 ± 0	当座預金 ± 0
国債 Δ	

表 8 現代の信用貨幣

見られるように、表 7・表 8 はいずれも、買い入れた国債に見合う分だけ、Z 銀行券が増刷される関係を示している。両者の違いは、資産の項目に含まれる金が、貨幣である / 貨幣でない、という一点に認められるだけである⁵⁾。

しかしこの違いは、兌換請求が生じない限り問題にならないとも見うる。しかるに現代の不換制下においては、そもそも兌換請求は生じえない。とするならば、現代の信用貨幣は、兌換請求が生じない場合の金貨幣・信用論の一変種と見ることもできるのであり、このように考えるならば、発券銀行の資産項目に、貨幣が含まれている / いないという点は、本質的な問題ではないと考えることもできるかもしれない。

しかし、金貨幣・信用論において論じられる信用貨幣が、終極的には貨幣債務を意味するという点にあえて固執して現代の信用貨幣を眺めるならば、そこには 貨幣 なき信用貨幣という構図が浮かび上がることになるだろう。まさにこの点こそが、現代の金融機構の下における信用貨幣の特徴であるといえるのかもしれない。そしてこのことが、「本物」の貨幣としての金貨のたんなる「代わり」として導入された紙幣が、その金貨になり代わってみずから「本物」の貨幣となってしまうという「奇跡」(岩井 [5]139 頁)という貨幣観を生じさせることになるのかもしれない。さらには、実は現代の不換銀行券を信用貨幣

⁵⁾ ここで一点注意したいのは、表 7 と表 8 の分岐をなす契機が、兌換 / 不換という区別由来のものではなく、貨幣単位である「円」が、金と結び付けられているか / いないか、という点に由来するということである。不換制下においても、金 x_g が 1 円であると規定されている場合には、金は依然として貨幣の地位に就いているといえる。なぜなら、米の売り手が、10kg の米に 2000 円という価格をつけたとき、そこには、10kg の米 = 2000 円 = 2000 x_g の金という関係を見出せるからである。このように考えてみると、日本は 1988 年(「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」の公布)を境にして、表 7 から表 8 の世界に転換したと見ることができよう。ちなみにそれ以前は、「純金の量目 2 分(1933 年の第 7 次改正によりメートル法が採用され「純金 750mg」とされる)をもって価格の単位となしこれを円と称す」という、1897 年に公布された「貨幣法」が効いてくるため、不換制下においても表 7 の世界であったと考えられる。

と考えることはもはやできず，その貨幣的本質は国家紙幣であるといった理解が導かれることにもなるのかもしれない

不換銀行券は，兌換銀行券と異なり，いまや金支払約束はもとより金以外のいかなる意味での貨幣支払約束も負うものではないから，もはや兌換銀行券のように信用貨幣とみなすことはできず，たんなる不換紙幣であると称する以外にはない存在となっている。しかし，それにもかかわらず，今日，不換銀行券は強制通用力を付与された法定通貨の資格において，兌換銀行券と等しく，貨幣の流通手段機能や支払手段機能はもとより，さらにすすんで蓄蔵貨幣機能をも果たしつづけている（建部 [53]17 頁）。

こうした見解に基づいて，発券銀行が発行する不換銀行券が，現代においては現金通貨として捉えられることになるのであろうが，しかし仮にそうであるとするならば，なぜ発券銀行，上例に従うならば，なぜ Z 銀行は依然として Z 銀行券を負債として計上するのか。仮に国家紙幣とその本質を同じくするといふのであるならば，なぜ Z 銀行は Z 銀行券を資産として保有しないのか⁶⁾。

要するに問題は，本稿第 5 章で取り上げる，不換銀行券論争において提示された バランス・シート問題 へと収束すると考えられるのであり，金貨幣・信用論に基づいて現代の信用貨幣を考察しようとする時，現代の信用取引関係の態様把握は可能であるにもかかわらず，その要に位置するはずの 貨幣 が見失われるという点にある。

そこで本稿は，以下の貨幣観を改めて検討してみようことを念頭に置きながら，貨幣 とは何かという問題を考察してみたいと考えている。

金銀は生まれながらに貨幣ではないが，貨幣は生まれながらに金銀である（Marx[114]S.131., 訳 203 頁）。

いうまでもなくこの貨幣観は，論証抜き的前提として提示されているわけではない。そこにはこの命題が導かれるに至る論理が存在する。では，どのような論理を根拠にして，「貨幣は生まれながらに金銀である」という命題が導き出されているのか。この点を検討し，先行研究においても事実上示されている，貨幣とは何かという問題を改めて考えてみるのが本稿の第一の課題である。そしてそこから得られる貨幣観に基づいた場合，現代の不換銀行券が抱える債務性が，どのように捉えられることになるのかという点を考察することが本稿の目的となる。

全体の構成 「貨幣は生まれながらに金銀である」という命題は，学説としては金属学説に分類され，より一般的には，貨幣は商品であるとする商品貨幣説に分類されることになるであろうが，この点につい

⁶⁾ たとえば山口重克によって，「不換制下では，中央銀行券を中央銀行に提示しても，兌換してもらえないという意味で，それはもはや中央銀行の債務証券ではないばかりでなく，中央銀行券は通常は法貨規定を与えられ，現金として通用しているものであり，これの発行残高は，……中央銀行の負債とはいえないであろう。しかし，貸借対照表上は不換銀行券残高も負債の部に記載されるのであるから，その理由については，兌換制下について上で考えたような，銀行券は債務証券だからというような説明とは違った説明がされる必要がある」（山口 [95]166 頁）という問題が提示されている。本稿は，現代の不換銀行券も債務証券ではなからうかという観点から考察を行なうものであるが，では，その債務性とは何なのか。本稿の課題は，不換銀行券を債務証券と見ることの含意を論じる点にあるということもできる。

てマルクス (Karl Marx) は次のように述べた。

困難は、貨幣が商品だということを理解することにあるのではなく、どのようにして、なぜ、なにによって、商品は貨幣であるのかを理解することにあるのである (Marx[115]S.107., 訳 (1)168 頁)。

つまり問題は、商品がいかなる理由で貨幣であるのかを理解する点にあるのだとされており、その課題に応える議論を、マルクスは『資本論』の冒頭諸章で行なっている。ここでは、交換比率論としての投下労働価値説を土台にした商品価値の現象形態論が展開され、その論理の極致として、「貨幣は生まれながらに金銀である」という命題が導かれる。しかし、そもそも交換比率論として投下労働価値説を採用することに問題はないのだろうか。本稿第 2 章ではこの問題が考察される。具体的には、スミス (Adam Smith) の価値論を取り上げているが、それは、リカード (David Ricardo) の投下労働価値説を継承したマルクスの源流として位置付けられるからであり、交換比率論としての投下労働価値説を、その原初的なかたちで検討しておきたいという理由による。

結論のみを述べてしまえば、商品の交換比率が投下労働量によって規制されるという命題は、限定された条件下で成立し、これを一般化することはできないと考えられる。しかしここから、商品の交換比率を規制する、価値なるものは商品には内在しないという方向には本稿は進まない。

諸商品が、価格を介して量的に比較されるということの背後には、そもそも諸商品の側に、価格として現象する 価値 が内在しており、それが顕現するからだと考えられる。問題は、そうした 価値 がどのようなかたちで商品に内在しているのかという点に存する。本稿第 3 章ではこの問題が考察される。具体的には、マルクスの議論とアリストテレス (Aristotle) の議論を比較し、商品一般に適合的な価値概念は、後者から引き出されうることが論じられる。

そして第 4 章では、商品貨幣説が意味することとは何か、という問題が扱われる。ただし、一口に商品貨幣説とはいうものの、そこには、貨幣にとっての必要不可欠の要因は何かという本質論に属する側面と、市場における貨幣の存在根拠をどのように考えるかという、存在論に属する側面とが見出せる。本稿では、貨幣の存在論としての商品貨幣説の考察に焦点を絞り、その議論を、第 3 章で扱う商品に内在する価値の顕現論として理解する。そして商品貨幣説は、同じく貨幣の存在論として対極に位置付けられてきた貨幣法制説と、重層的な関係を有するものとして理解しうることが論じられている。

最後に第 5 章では、不換銀行券論争において検討された、不換銀行券の本質をいかに考えるかという問題を手がかりにして、貨幣とは何かという問題への遡求を行なっている。このことを通して、現代の不換銀行券の原理的把握が目指されている。

以上が、価値概念と貨幣に関する検討を通して、現代の不換銀行券を原理的に把握せんとする本稿の大まかな見取り図である。

しかしこうした考察が、現実に対する原理論の過剰適用、もしくは、現実を過度に反映させた原理論を意味することになりはしないか、という恐れがないわけでもない。そこで第 1 章では、現代の不換銀行券を原理的に把握しようとする本稿の試みが、どのような理由に基づいているのかという点を、方法論的な観点から論じている。

以上の諸点をあらかじめ確認し、以下、本論に移っていくことにしたい。

目次

序	i
第1章 方法論的考察	1
1.1 宇野弘蔵の発展段階論とその見直しの生起	1
1.1.1 発展段階論の具現化と原理論の純化	1
1.1.2 第一次大戦後の資本主義に対する宇野の見方	3
1.1.3 段階区分をめぐる諸見解	4
1.2 段階論の見直しから原理論の見直しへ	6
1.2.1 段階区分の見直しをもたらす原理論の再考の要請	6
1.2.2 原理論と「ブラック・ボックス」	7
1.2.3 小幡道昭による「ブラック・ボックス」の3分類	9
1.3 原理論の原型性と類型性	12
1.3.1 現実分析と原理論との関係をめぐる山口・小幡論争	12
1.3.2 直接的関係説と間接的關係説との分岐点	14
1.3.3 原理論の原型性と類型性	16
第2章 商品の交換比率と投下労働量	19
2.1 スミス価値論の解釈をめぐって	20
2.1.1 スミス＝不徹底説	20
2.1.2 スミスの交換比率論	22
2.1.3 スミス＝一貫説	26
2.2 労働による富裕度の測定	30
2.2.1 労働の価値の不変性	30
2.2.2 「分業」確立前の富裕度の測定	31
2.2.3 「分業」確立後の富裕度の測定	33
2.3 商品の交換比率と投下労働量	37
2.3.1 余剰の存在しない商品世界における交換比率	37
2.3.2 余剰の存在する商品世界における交換比率	39
2.3.3 商品の交換比率と投下労働量	40
第3章 商品価値の内在様式	43

3.1	無価値の事物の交換価値	44
3.1.1	転形論争と価値不要論	44
3.1.2	資本主義社会の特徴とマルクスの基本視角	48
3.1.3	無価値の事物の交換価値	51
3.2	アリストテレスの同質性論	53
3.2.1	マルクスのアリストテレス理解	53
3.2.2	マルクスのアリストテレス理解への批判	54
3.2.3	アリストテレスの同質性論	55
3.3	商品価値の内在様式	57
3.3.1	内在的価値肯定説の2類型	57
3.3.2	繰り返しの売買による量化	59
3.3.3	商品価値の内在様式	61
第4章	商品貨幣説の意味すること	63
4.1	商品貨幣説をめぐる状況	64
4.1.1	商品貨幣説 = 肯定型	64
4.1.2	マルクス価値形態論への批判の型	65
4.1.3	宇野流通形態論への批判の型	67
4.2	岩井「ハイパー・インフレ論」	69
4.2.1	貨幣形態 Z	69
4.2.2	「売ることの困難」 恐慌	71
4.2.3	「買うことの困難」 岩井「ハイパー・インフレ論」	71
4.3	商品貨幣説の意味すること	73
4.3.1	商品世界が解体するということの意味	73
4.3.2	経済主体の交換行動	74
4.3.3	商品貨幣説の意味すること	75
第5章	不換銀行券と観念貨幣	77
5.1	不換銀行券の本質規定をめぐって	78
5.1.1	不換銀行券 = 信用貨幣説	78
5.1.2	不換銀行券 = 国家紙幣説との対立	79
5.1.3	バランス・シート問題	80
5.2	貨幣本質論に向けての整理	81
5.2.1	貨幣の紙券化の論理	81
5.2.2	貨幣の紙券化とマルクスの「導きの糸」	83
5.2.3	貨幣本質論に向けての整理	85
5.3	不換銀行券と観念貨幣	87
5.3.1	マルクスの観念的貨幣尺度説批判	87

5.3.2	マルクスのステュアート批判	90
5.3.3	不換銀行券と観念貨幣	94